

2020年12月24日

公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ（案）に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般、総務省「公共放送の在り方に関する検討分科会」（以下、分科会）がまとめた「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ（案）」（以下、とりまとめ案）に対して下記の意見を述べる。

当委員会はかねて、NHK 改革の大前提は子会社等を含めたグループ全体を対象に「業務・受信料・ガバナンス」の三位一体改革を不可分で進めることであると、繰り返し指摘してきた。しかしながら、NHK は未だ改革の道筋を明らかにしておらず、公共放送として担うべき役割が国民・視聴者の理解を得られたとは言えない状況が今も続いている。それは、NHK 自身が 2020 年 7 月に実施した世論調査において、特に「受信料の公平負担」と「受信料制度の理解促進」の 2 項目に国民・視聴者から厳しい目が向けられていた結果からも明らかだ。分科会での議論を通じて公共放送、特に受信料をめぐる問題点が浮き彫りになる中、NHK 自身が抜本的な業務範囲の見直しと国民・視聴者が納得できる受信料の在り方を提示しなかったことがその原因と考えられる。とりまとめ案は改革の第一歩として評価できるが、歴代総務相が希求してきた抜本的な三位一体改革には及んでいない。三位一体改革本来の目的は、公共放送として必要な業務範囲を絞り込み、適正なガバナンスを確保することで、国民・視聴者に受け入れられる受信料の体系および水準を実現することだ。分科会には今後、この目的を達成するための NHK 改革のグランドデザインについて議論を深めてほしい。

以下、具体的な論点について述べる。

<繰越剰余金の受信料への還元>

2019 年度の NHK 連結決算をみると、内部留保が 3777 億円（子会社分および建設積立資産 1694 億円含む）に達している。保有する現預金と有価証券の総額は 4412 億円で、09 年度末からの 10 年で 2299 億円も増加していることは明らかに不適切である。NHK の申し出により新たな勘定科目として、還元目的の「積立金」を設けるとしたことは適切である。今後、分科会には、とりまとめ案にある通り、経営安定のための積立金を数百億円程度に抑制し、還元額を最大化するとともに受信料引き下げにつなげる具体的な枠組みの構築を求める。加えて、子会社が抱える 1000 億円近い内部留保の還元策についても、配当水準を含めて包括的に検討することを期待する。

<中間持ち株会社の導入>

仮に導入するのであれば、業務効率化と経営透明性の向上が必要不可欠である。NHK は

「導入により年間 8 億円規模の人件費削減が可能」としているが、反面「持ち株会社の傘下に置くだけで役員を半減できる」とも述べており、NHK 子会社の現状が適正なものか疑念を抱かざるを得ない。分科会には今後、NHK から①子会社の現状、②対象子会社名を含む持ち株会社の全体像、③株式取得など導入にかかる初期費用、④費用削減額など導入による具体的効果——などを聞き取ったのち、現状並みかそれ以上の情報公開担保制度と、第三者による事後検証および不適切事例に是正措置を求める仕組みを構築することを求める。同時に、NHK 子会社の個別業務が公共放送である NHK の設立趣旨に沿うものであるかを検証する作業も進めるよう期待する。

<受信料の公平負担>

当委員会が分科会第 11 回会合（11 月 9 日開催）で意見を述べた通り、NHK が求める受信機器の設置届け出義務と居住者情報照会制度を導入することで、受信機の購入が控えられ、「テレビ離れ」が加速するとの懸念がある。NHK 受信料の公平負担を追求した結果、わが国の放送文化そのものが棄損されるとすれば本末転倒だと言わざるを得ない。受信料は税金でも視聴料でもなく、NHK への信頼を前提に国民・視聴者が支払う「特殊な負担金」と位置づけられている。NHK が、法令等で担保された新たな強制力や他の公的機関が保有する個人情報から自らの収納率向上のために希求することは、受信料徴収の大前提である国民・視聴者の信頼を損なうことにつながりかねず、これら新制度の導入には反対である。

分科会から提案された「民事上の担保措置としての割増金」についても、その運用は抑制的であるべきだ。未契約者に契約と受信料支払いを促すために一定の効果があると考えられ、刑事罰・行政罰と異なる民事上の措置であることは理解するが、国民・視聴者からある種の「罰金」と捉えられかねない危うさがある。導入するのであれば、NHK の在り方と受信料制度に踏み込んだ抜本的な三位一体改革の道筋を示し、国民・視聴者から理解を得ることが前提である。

<インターネット活用業務の位置づけと受信料の在り方>

放送法等で定められた通り、NHK にとってインターネット活用業務はあくまで「放送の補完」であり、テレビ離れを食い止める手段として活用するとしても、国民・視聴者から収集した受信料の用途としては抑制的であるべきだ。その意味で、インターネット活用業務を任意業務としている現状について分科会が「現段階では多くの国民・視聴者は公共放送をテレビで視聴している実態と整合的」と結論づけたことは適当である。NHK の前田晃伸会長は記者会見でインターネット活用業務の本来業務格上げに言及したが、これは受信料制度、ひいては公共放送の性格を大きく変容させる措置であり、慎重かつ丁寧な議論が不可欠である。

以 上